

フィリピン知的財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 PH. I
国内段階移行申請様式	附属書 PH. II

略語のリスト

国内官庁：	フィリピン知的財産庁
IP Code：	共和国法第8293号（フィリピン知的財産法）
PRo-PCT：	PCT出願に関するフィリピン規則
Regulations：	特許，実用新案及び意匠に関する改正規則規定（2012年3月16日施行）
IPO Fee Structure：	IPO手数料体系構成のための規則規定

指定（又は選択）官庁 PH	フィリピン知的財産庁	概要 PH
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 ¹ PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月 ¹	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ³ ）・図面の中の説明・要約 PCT第39(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方 ³ ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない：国際出願が英語以外の言語で行われた場合 要求される：国際出願が英語で行われ、出願人が様式PCT/IB/308を受領していない場合	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない	
国内手数料 ⁴	通貨：フィリピン・ペソ（PHP） 特許： 出願手数料……………PHP 4,320 (2,000) ⁵ 実用新案： 出願手数料……………PHP 3,600 (1,720) ⁵	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	先の国内出願に基づく優先権を主張している場合、出願手数料は不要	

[次頁に続く]

- この期間は、出願人が国内段階移行の繰延手数料（所定の出願手数料の50%相当額）を支払った場合に1か月延長することができる。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。
- 出願人が補正された国際出願の翻訳文のみを提出した場合、国内官庁は、提出されなかった出願時の国際出願の翻訳文を提出するよう出願人に求める。補正された部分の翻訳文が提出されなかった場合、国内官庁は、提出されなかった翻訳文を提出することを出願人に求めず、補正は考慮されなくなる。
- 国内段階移行時又は国内段階移行から1か月以内に支払わなければならない。優先日から30か月経過後であるが31か月以内に国内段階へ移行する場合には、割増料を支払わなければならない。
- 括弧内の額は「小企業」による出願の場合に適用される。小企業に該当するのは、1億フィリピン・ペソ以下の価値がある資産を有する個人若しくは法人、又は、政府所有若しくは管理の企業、国立大学及び専門大学、及び政府所有若しくは政府経営の学校を含む、フィリピン政府の組織、機関、官庁、事務局若しくは部署である。いかなる個人又は法人であっても、手数料の支払時に、大企業に該当しない旨を申し立てた書面を当該個人又は当該法人の正式な代表権限を持つ者が提出しない限り、大企業と推定される。

(2025年4月1日)

PH	フィリピン知的財産庁 (続き)	PH
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>出願人がフィリピンに居住していない場合には、代理人の選任⁶ 国際出願の写し又は翻訳文2通⁷</p> <p>国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{7,8}</p> <p>出願人が発明者でない場合には、国際出願の譲渡証書^{7,8}</p> <p>出願人が同一でない場合には、先の出願の譲渡証書^{7,8}</p> <p>国際出願日の後に出願人の名称又は名義変更があったが、PCTパンフレット又は国際事務局からの通知(様式PCT/IB/3066)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁶</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表⁷</p>	
誰が代理人として行為できるか?	フィリピンに居住する特許代理人又は代表者であって、司法又は行政手続のために送付する通知及び処理を受領することが可能な者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認めない	

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 必要であれば、国内官庁は通知の日付から2か月以上の期間を定め、その期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

8 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

PH. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階移行のために電子形式の様式を使用するよう推奨しており、これは国内官庁のウェブサイト、<https://onlineservices.ipophil.gov.ph/eInventionFile/> から入手することができる。国内官庁はこの様式を使用して、出願が国内段階移行手続と特定し、適切な出願番号を割り当てる。

Regulations Final
Provisions Section 1

PH. 02 通信

国内官庁又は特許当局との業務はすべて書面で行う。行為は書面記録のみを基礎とする。口頭での約束、規約又は理解があったと主張しても考慮されない。書簡及びその他の通信はすべて特許長官宛としなければならない。他の職員宛とした場合には、通常であれば返送される。いずれの場合であっても、問い合わせる事項ごとに別個の書簡を作成する。書簡が出願に関するものであれば、出願人の氏名若しくは名称、発明の名称、出願番号及び出願日を記載する。書簡が付与特許に関するものであれば、特許権者の氏名若しくは名称、発明の名称、特許番号及び発行日を記載する。

Regulations Rule 505

PH. 03 署名の方法

署名が要求される場合、国内官庁は手書による署名を認めることができる。又は、手書による署名に代えて、印刷若しくは押印による署名、印章の使用、拇印など、他の方法による署名を認めることができるが、印章又は拇印を使用する場合には、署名者の氏名を文字で表示したものを添えるべきである。前文で述べた署名若しくはその他の自己特定手段について、承認、公証、認証又はその他の証明は要求されないが、署名が特許状の放棄に関する場合を除く。

IP Code Section 33
Regulations Rule 421
PRo-PCT Rule 7(a),(c)

PH. 04 代理

フィリピンに居住していない出願人は、指定官庁若しくは選択官庁としての国内官庁に行われた国際出願に関する、司法若しくは行政手続についての通知又は処分の送達を受領するために、フィリピンに居住する代理人又は代表者を選任して維持しなければならない。フィリピンに居住している出願人も同様に、同じ目的でフィリピンに居住する代理人又は代表者を選任して維持することができる。

PRo-PCT Rule 36

PH. 05 先の国内出願からの優先権主張

国際出願が、先のフィリピン国内出願から優先権を主張する場合、出願人は2件の出願のいずれについて更に手続を進めるのか選択すべきである。出願人は自己の選択を国内段階移行様式に表示することができる。この選択が行われなければ、国内官庁は、国際出願が国内段階に移行した日から1か月以内に出願人に通知し、通知の日から2か月以内に更に手続を進める出願を1件だけ選択するよう求める。国内官庁は選択のために更に長い期間を認めることができるが、国内段階移行の日から6か月以内とする。

PRo-PCT Rule 38.2

PH. 06 優先権書類の提出

PCT規則17.1(a)(b)(b)2に基づき優先権書類が国際事務局に提出されていない場合、出願人は、優先権主張の基礎となる出願に関するデータを記載した関係国の国内官庁からの証明書を、国内官庁に提出しなければならない。対象となるデータは、出願人の氏名若しくは名称、出願日、出願番号及び出願日である。当該証明書、及びそれが英語によるものでなければ英語による翻訳文を、優先権書類の提出期間延長手数料の支払、及びIPO手数料体系構成によって定められた遅延支払の割増料の支払と共に、通知がなくても国内段階移行の日から6か月以内に提出しなければならない。当該証明書、及びそれが英語によるものでなければ英語による翻訳文について、認証は要求されない。出願人がPCT出願に関するフィリピン規則38.2の要件に従わなければ、優先権主張が考慮されない理由となる。

IP Code Section	39	PH. 07 対応する外国出願に関する記載
Regulations Rule	612	出願人は、国内官庁（特許当局長官）の要求があれば、国内官庁に行った出願において同一又は実質的に同一の発明に関するものであると主張している、自己が行った外国特許出願
	612.1	の日付及び番号、並びに当該外国出願に関係するその他の書類を提出しなければならない。
	612.2	出願人が所定の期間内に、対応する外国出願に関する情報の提出要求に従わなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。
		外国出願に関するその他の書類には、次の書類を含むことができる。
		(i) 欧州特許庁、日本国特許庁若しくは米国特許商標庁、PCTに基づく調査機関、又は最初の特許出願が行われた国の国内官庁が作成した、対応又は関係する外国出願の英語による調査報告書の写し
		(ii) 調査報告書で引用された関連文献の写し
		(iii) 対応又は関係する出願について付与された特許の写し
		(iv) 対応又は関係する外国出願についての審査報告書又は決定書の写し
		(v) 出願の判断を促進し得る、その他の書類
Regulations Final Provisions Section 2		PH. 08 手数料（支払方法）
PRo-PCT Rule	43	概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書PH. I に概説されている。
IP Code Section	55	PH. 09 年金
Regulations Rules	1100	特許出願又は特許を維持するためには、公開の言語にかかわらず国際公開日から4年経過後、国際公開日の各年の応当日に年金を支払わなければならない。支払期日前3か月以内に支払うことができる。出願が取下げ、拒絶又は取消となった場合、年金支払義務は終了する。所定の期間内に年金が支払われない場合には <i>IPOPHL</i> 電子公報に未払通知が公告される。公告後すみやかに、特許権者、出願人又は居住者である代理人に対しても通知が送付される。 <i>IPOPHL</i> 電子公報に未払通知が公告された後6か月の猶予期間内に、年金、更に遅延支払のための所定の割増料及び公告手数料の全額を支払わなければならない。年金、割増料及び公告手数料を猶予期間内に支払わなければ、年金の当初の支払期日が満了した翌日に出願が取り下げられた又は特許が失効したものとみなされた通知が発行され、 <i>IPOPHL</i> 電子公報に公告され、国内官庁の該当する登録簿に記録される。
PRo-PCT Rule	39(2)	
IPO Fee Structure Part II General Provisions Sections	1-6	
Regulations Rule	417	PH. 10 請求の範囲手数料
IPO Fee Structure Part II General Provisions Section	6	出願に、5個を超える請求の範囲（出願時の独立若しくは多数従属・代替従属請求の範囲、又は各請求の範囲について出願日後に追加された、5個を超える請求の範囲）が含まれている場合には、請求の範囲手数料を支払う。請求の範囲手数料は国内段階移行日から1か月以内に支払う。請求の範囲手数料が期間内に支払われない場合であっても、請求の範囲手数料の未払を指摘する国内官庁の通知から1か月の猶予期間内であれば有効に支払うことができる。期間内及び規則417で定める猶予期間内に請求の範囲手数料が支払われない場合、又は出願の実体審査における所定の期間内に請求の範囲手数料が全額支払われない場合、関係する1個又は複数個の請求の範囲は取り下げられたものとみなされる。
PRo-PCT Rule	41(b)	PH. 11 審査手数料及び期間
		国際出願の場合には別個に実体審査請求を行う必要はないが、国内段階移行日又はその後6か月以内に実体審査手数料を支払わなければならない。国内段階移行日から6か月以内に実体審査手数料が支払わなければ、国際出願は取り下げられたものとみなされる。出願人は、この目的で国内官庁が提供する支払様式を使用することができる。
IP Code Section	50.1	PH. 12 付与手数料
	50.2	所定の付与及び印刷手数料が期間内に支払わなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。
Regulations Rule	1000	

PRo-PCT Rule	41(c)	PH. 13 出願の補正及びその時期
Regulations Rules	916-927	出願人は国内段階において、国際出願の特許付与前又は拒絶前であればいつでも、フィリピン知的所有権法及び同施行規則規定に従い、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。
Regulations Rule	408(b)	PH. 14 生物材料及び微生物に関する出願の要件 出願時の出願書類に、微生物寄託が行われた寄託機関及び寄託番号が記載されていない場合は、審査官の要求があった日から2か月以内に当該情報を提出しなければならない。
PRo-PCT Rule	37	PH. 15 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
		PH. 16 期限を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
Regulations Rule	928(b)	PH. 17 期間延長 回答を要求しているオフィスアクションに対する応答期間は、正当かつ十分な理由がある場合に限り延長することができる。そのような期間延長は応答期日以前に請求しなければならない。審査官は、最大で2回の期間延長を認めることができるが、回答のために認められる最初の期間を含む全体期間が、当該回答を要求するオフィスアクションの送付日から6か月以内であることを条件とする。
Regulations Rule	929	PH. 18 出願の復活 出願が手続不履行のために取り下げられたものとみなされても、取下げ通知書の送付日から4か月以内に、不履行が詐欺、事故、過失又は許容される不注意によるものであったと特許当局長官が納得する証明が行われた場合には、係属中の出願として復活することができる。取り下げられたものとみなされた出願の復活申請には、手続不履行の正当な理由を示す証拠、完全な回答案、及び所定の手数料全額の支払を伴わなければならない。
IP Code Section	51	PH. 19 審判
Regulations Rules	1300-1311	審査官が繰り返しオフィスアクション若しくは要求を行った場合、又はその他の適切な状況において、それが審判請求の対象とされていなくても、特許当局の長官に審判を請求することができる。審査官が特許付与を拒絶する最終命令を行った場合には、特許当局の長官に審判を請求することができる。
IP Code Section	108	PH. 20 実用新案
	109	指定国又は選択国としてのフィリピンに関して、出願人は同一の主題について、同時であるか継続的であるかを問わず、実用新案登録及び特許付与による2種類の保護を求めることができる。
	111	
PRo-PCT Rule	5	
Regulations Rules	1405-1406	実用新案登録出願は、請求の範囲の超過手数料及び公開手数料を含むすべての所定手数料が支払われ、規則に定めるすべての要件を充足していることを条件として、実体審査なしで登録される。ただし出願人は、登録された実用新案に関する侵害訴訟を開始する前に、規則1901-1903の規定に基づく登録性に関する報告書を作成するよう国内官庁に請求することができる。国内官庁は出願の方式審査を行い、その報告書を出願人に送付する。
IP Code Section	110	PH. 21 出願変更
Regulations Rules	1417-1418	特許出願は、特許の付与又は拒絶前であればいつでも、所定の手数料を支払うことによって実用新案登録出願に変更することができ、最初の特許出願の出願日が認められる。変更は1回だけ認められる。 実用新案登録出願は、実用新案の登録又は拒絶前であればいつでも、所定の手数料を支払うことによって特許出願に変更することができ、最初の実用新案登録出願の出願日が認められる。

様式（附属書PH. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 PH. II 国内段階移行申請様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ph.pdf